

○ 愛知県都市職員共済組合個人情報保護に関する規則施行規程

平成 17 年 6 月 30 日  
(平成 17 年規程第 1 号)

改正 平成 19 年 6 月 29 日規程第 2 号  
平成 22 年 11 月 1 日規程第 11 号  
平成 24 年 3 月 1 日規程第 1 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、愛知県都市職員共済組合個人情報保護に関する規則（平成 19 愛知県都市職員共済組合規則第 11 号。以下「規則」という。）に基づき、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）が取り扱う個人情報を保護するため必要な事項を定めることを目的とする。

(平19規程2・一部改正)

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

**第 2 条** 規則第 3 条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 個人情報保護管理者 事務局長
- (2) 個人情報保護管理補助者 各課長及び保養所支配人

(平19規程2、平22規程11・一部改正)

(個人情報保護管理者の責務)

**第 3 条** 個人情報保護管理者は、組合における個人情報の保護に関する総合的な管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理補助者を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ理事長に報告する。

(個人情報保護管理補助者の責務)

**第 4 条** 個人情報保護管理補助者は、その所管に属する個人情報の保護に関する管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理補助者は、個人情報保護管理者を補佐し、その所管する部署の個人情報を取扱う職員を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ個人情報保護管理者に報告する。

(職員の責務)

**第 5 条** 個人情報を取扱う職員は、規則及び関連する法令等の定めに従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(個人情報の取扱い)

**第 6 条** 個人情報を保管、移送、廃棄等を行う場合は、記録を取ることとし、常にそ

の所在を明らかにしておくものとする。

- 2 個人情報を保管する場合は、鍵の掛かる保管庫に保管するものとする。
- 3 個人情報を保管する事務所等は、入退室管理を行うものとする。

(平24規程1・一部改正)

(委託)

**第7条** 規則第14条第2項の規定により委託契約書等に明記する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写・複製の禁止
- (4) 第三者提供の禁止
- (5) 再委託の禁止
- (6) 個人情報の授受の方法及び保管方法
- (7) 個人情報の管理責任者
- (8) 作業場所
- (9) 個人情報の管理状況に関する報告の義務
- (10) 事故等の発生時における報告の義務
- (11) 委託処理終了後の個人情報の返還、消去又は廃棄
- (12) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (13) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(平19規程2・一部改正)

(事故発生時の対応)

**第8条** 規則第16条第3項の規定により個人情報保護管理者が理事長に報告する場合は、様式第1号による事故報告書により行うものとする。

(平19規程2・一部改正)

(個人情報の収集範囲)

**第9条** 規則第5条第1項及び第2項の規定による個人情報の利用目的の達成に必要な範囲は、次の各号に定める事業等とする。

- (1) 資格・調定業務
  - イ 組合員資格取得及び被扶養者の認定・取消に関する事務
  - ロ 掛金の調定に関する事務
- (2) 短期給付事業
  - イ 保健給付
  - ロ 休業給付
  - ハ 災害給付
  - ニ 附加給付
- (3) 長期給付事業
  - イ 退職給付
  - ロ 障害給付

- ハ 遺族給付
- (4) 福祉事業
  - イ 保健事業
  - ロ 宿泊事業
  - ハ 貯金事業
  - ニ 貸付事業
  - ホ 地方公務員等共済組合法第 112 条の 2 に規定する特定健康診査及び特定保健指導
  - ヘ その他組合員の福利厚生のために行う事業
- (5) 基礎年金代行事務
- (6) 介護保険料等の年金からの特別徴収に関する事務
- (7) 住民基本台帳情報による年金の生存確認及び住所確認に関する事務
- (8) 基礎年金番号による年金の情報交換に関する事務
- (9) 雇用保険情報による年金の支給停止に関する事務
- (10) 厚生年金情報による年金の所得制限に関する事務
- (11) 行政事件訴訟に関する事務
- (12) 長期給付に係る財源率（掛金率・負担金率）の算出等のための各種統計表作成に関する事務
- (13) 貸付事業に係る団体信用生命保険に関する事務
- (14) 貸付事業に係る債務返済支援保険に関する事務

（平19規程2、平24規程1・一部改正）

（保有個人データ）

**第10条** 保有個人データは、別表1のとおりとする。

（個人データの利用目的の特定）

**第11条** 規則第4条に規定する利用目的（規則第21条第2号に規定する全ての保有個人データの利用目的を含む。）は、別表2のとおりとする。

（平19規程2・一部改正）

（開示等の申出者の範囲）

**第12条** 規則第22条第1項、規則第23条第1項、規則第24条第1項又は規則第25条第1項若しくは第2項の規定による申出を行うことができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本人（規則第2条第5号に規定する本人をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 開示等の申出をすることにつき本人から委任を受けた代理人

（平19規程2・一部改正）

（本人等の確認等）

**第13条** 規則第22条第1項、規則第23条第1項、規則第24条第1項又は規則第25条第1項若しくは第2項の規定による申出者の確認は、次のとおり行うものとする。

- (1) 本人が申請する場合

イ 次に掲げる書類(郵送による申出の場合は、その写し)のうちいずれか1点

共済組合員証(遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。)、健康保険被保険者証(遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。)、国民健康保険被保険者証、運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(住所が記載されているものに限る。)、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、共済年金証書、恩給証書、旅券(パスポート)等

ロ 郵送による申出の場合、イに掲げる書類のほか、申出者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

ハ 婚姻等により、開示等の申出時の氏名が申出内容の氏名と異なる場合、旧姓が確認できる書類

ニ イからハまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、理事長が認めた書類

(2) 前条第2号に定める者

イ 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

ロ 規則第2条第5号に規定する本人が未成年者又は成年被後見人であること及び申出者が当該組合員の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認

次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類(開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。)の提出又は提示

① 戸籍謄本(抄本)

② 住民票

③ 登記事項証明書(「後見登記等に関する法律」による。)

④ 家庭裁判所の証明書

⑤ その他法定代理関係を確認し得る書類

(3) 前条第3号に定める者

イ 第1号に掲げる書類

ロ 組合員の署名・押印のある開示等の申出に係る「委任状」(開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

ハ 委任状に押印された印の印鑑登録証明書(開示等の申出をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

(平19規程2・一部改正)

(開示等の申出方法等)

**第14条** 規則第27条に規定する方法は次のとおりとする。

(1) 開示等の申出を行う者は、理事長に対して様式第2号による個人情報開示等申出書を提出するものとする。

(2) 開示等の申出者が代理人である場合の委任状の様式は、様式第3号とする。

(平19規程2・一部改正)

(利用目的の通知)

**第15条** 規則第22条第1項の規定により利用目的を通知する場合は、様式第4号による個人情報の利用目的通知書により行うものとする。

(平19規程2・一部改正)

(開示等の決定通知)

**第16条** 規則第28条第1項の規定により開示等の決定を行う場合は、様式第5号による個人情報開示等決定通知書により行うものとする。

(平19規程2・一部改正)

(部分開示等の決定通知)

**第17条** 規則第23条第2項、規則第24条第2項又は規則第25条第3項の規定により部分開示等の決定を行う場合は、様式第6号による個人情報部分開示等決定通知書により行うものとする。

(平19規程2・一部改正)

(非開示等の決定通知)

**第18条** 規則第22条第2項、規則第23条第2項、規則第24条第2項又は規則第25条第3項の規定により非開示等の決定を行う場合は、様式第7号による個人情報非開示等決定通知書により行うものとする。

(平19規程2・一部改正)

(不存在の決定通知)

**第19条** 規則第27条の規定により開示等の申出が行われた場合で、当該申出に該当する個人情報が存在しない場合は、様式第8号による個人情報不存在決定通知書により行うものとする。

(平19規程2・一部改正)

(開示等の決定延期通知)

**第20条** 規則第28条第2項の規定により開示等の決定を延期する場合は、様式第9号による個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

(平19規程2・一部改正)

(手数料)

**第21条** 規則第29条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 写しの作成に要する費用 実費額
- (2) 送付に要する費用 実費額

(平19規程2・一部改正)

(問合せ窓口)

**第22条** 規則第27条の規定による開示等の申出及び規則第30条の規定による苦情の申出に係る問合せ窓口は、次のとおりとする。

愛知県都市職員共済組合個人情報保護に関する規則施行規程

問合せ先		
区 分	申出等の窓口	
	担当部署	電話番号
規則第 23 条関係（年金に関する こと）	年金課	052-228-0493
規則第 23 条関係（年金以外に関 すること）	総務課	052-951-5233
規則第 30 条関係（苦情）		

（平19規程2、平22規程11、平24規程1・一部改正）

（補則）

**第 23 条** この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日規程第 2 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 1 日規程第 11 号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 1 号）

この規程は、公告の日から施行する。